

登録商標管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、奄美黒糖焼酎の識別を容易にするとともに、知名度アップ及び需要拡大を目指し、類似商品と差別化を図るため、奄美大島酒造協同組合（以下「組合」という。）が登録した商標の適正な管理運用に関し、必要な事項を定める。

(奄美黒糖焼酎の定義)

第2条 奄美黒糖焼酎とは、大島税務署の管轄区域内において、米麴と黒糖を原料として製造した単式蒸留しようちゆうを言う。

(商標)

第3条 この管理運用規程（以下「規程」という。）において、組合が保有する商標は次のとおりとする。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 登録番号 | 登録第5202680号
地域団体商標「奄美黒糖焼酎」 |
| (2) 登録番号 | 登録第5342795号
図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」 |

(商標権)

第4条 前条に規定する商標の商標権は、組合が保有する。

- 2 商標は無断で使用することはできない。
- 3 商標の使用を組合から許可された者は、他人に商標の使用権を譲渡し、又は貸与することはできない。

(商標の使用申請)

第5条 商標の使用を希望する者は、別に定める実施細則によるものとする。

- 2 組合員及び国・地方自治体並びに組合が認める関係団体は、使用申請を免除する。
- 3 組合は商標の使用申請があった場合は、書類審査により規程の第1条の目的に適合すると認めるときには使用の承認を行い、第6条1項に定める使用料の納付を確認の上、実施細則により使用許可証を発行するものとする。
- 4 組合は商標の使用に関し、必要に応じて条件を付けることができる。
また、商標使用の承認を受けた者が規定に違反した場合は、使用の取消又は是正のための措置を講ずることができる。

(使用料及び納付)

第6条 商標の使用料は、通常使用期間の5年間で1許可当たり10,000円とし組合が指定する金融機関に期日までに口座振込又は直接組合に納付するものとする。

- 2 前条第2項により使用申請を免除された者は、使用料を免除する。
但し、酒類販売店等が商標を使用し、自ら作成した商品の容器等に直接印刷又はシール等を貼付し販売した場合は、使用料が発生するものとするが、単に自社のチラシ及び店頭において広告宣伝として使用する場合は、使用料は発生しないものとする。

(使用者の義務)

第7条 商標を使用する者は、関係法令及び規程を遵守するとともに、商標の機能を損なうことがないように努めるものとする。

2 第三者が商標の機能を侵害し、又は妨害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに組合に通知するものとする。

3 商標に関し、第三者との係争・審判・訴訟等がある場合は、組合と相協力して対処するものとする。

具体的な対処方法・費用の負担等については、その都度両者協議の上、決定するものとする。

4 使用者は、商標を付した商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は全責任を負い、組合に一切の迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

5 組合から商標使用の実態報告及び使用商品等の提供依頼がある場合は、これに応じなければならない。

(不正使用)

第8条 商標使用者が規程を遵守せずに不正に使用した場合は、組合は順次次の措置を講ずるものとする。

(1) 警告

(2) 使用承認取消

(3) 損害賠償請求等法的処置

(使用期間)

第9条 商標の通常使用期間は、許可の日から5年とする。

但し、期間満了の1ヶ月前までに組合及び使用者のいずれからも申出がない場合は、更に5年間自動更新するものとし、それ以後も同様とする。

(規程の改廃)

第10条 規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則 (平成22年12月2日理事会決議)

1 本規程は、平成23年1月1日から実施する。

(平成23年3月28日理事会決議)

2 本規程は、平成23年3月28日改正。

地域団体商標「奄美黒糖焼酎」管理運用実施細則

（目的）

第1条 この実施細則は、奄美大島酒造協同組合（以下「組合」という。）の登録商標管理運用規程（以下「規程」という。）第3条(1)号の登録第5202680号の地域団体商標「奄美黒糖焼酎」の適正な管理運用に関し、必要な事項を定める。

（使用申請）

第2条 商標の使用を希望する者は、様式第1号により組合に使用の申請をしなければならない。

2 組合は、審査により規程第1条の目的に適合すると認めたときは、使用許可証を発行するものとする。

（使用書体）

第3条 使用する書体は、登録商標と同一範囲内の同一色で一連に使用することとし次の各号による場合は、原則として同一範囲内とは認めないものとする。

但し、例外としてラベル等に馴染まない場合は、様式第2号の使用報告書により使用する内容を届出るものとする。

- (1) 奄美と黒糖焼酎の書体が同一でない場合
- (2) 奄美と黒糖焼酎の色が同一でない場合
- (3) 奄美と黒糖焼酎のポイントが同一でない場合

（使用基準）

第4条 地域団体商標の使用基準は、次のとおりとする。

- (1) 規程第2条の定義により瓶詰めされた製品の肩ラベル及び胴ラベル並びに裏書等に直接印刷し、又はシールを作成し貼付して表示するものとする。
- (2) 前号の表示をした製品を纏めて収容する容器についても同様とする。
- (3) 当該商標は、奄美黒糖焼酎の知名度アップ及び需要拡大のために作成される、ポスター・チラシ・パンフレット・のぼり・名刺・封筒及び衣類等に表示することができる。
- (4) 奄美黒糖焼酎を使用して製造するリキュールには、奄美黒糖焼酎使用と表示することができる。

（使用の報告）

第5条 商標使用者は、組合より使用の事実を求められた場合は、様式第2号により速やかに組合に報告しなければならない。

（商標使用者の管理）

第6条 組合は使用許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、組合事務所に備え置くものとする。

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 使用期間
- (4) 住所・名称・代表者名及び電話番号

附則 この実施細則は、平成23年1月1日から実施する。

地域団体商標「奄美黒糖焼酎」使用申請書

令和 年 月 日

奄美大島酒造協同組合
理事長 乾 眞一郎 殿申請者 住 所
(使用者) 名 称
代表者名
担当者名
電話番号

印

— —

地域団体商標を使用したいので、地域団体商標管理運用実施細則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1, 地域団体商標「奄美黒糖焼酎」を使用する内容（該当箇所には☑する）

製品名	製品の種類	印刷方法	備考
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	

※ 印刷方法にその他があれば備考欄に記入する。見本を添付すること。

2, 使用地域（該当箇所には☑する）

北海道東北 関東甲信越 北陸 東海 近畿 中国四国
九州 沖縄 全国 国外（国名 ）

3, 使用目的（具体的に記入すること）

4, 使用開始日

令和 年 月 日から

5, 併記する文字（併記する文字があれば記入する）

（ ）

6, 貴社業態（該当箇所には☑する）

製造 食品加工 卸売 小売 その他（ ）

地域団体商標「奄美黒糖焼酎」使用報告書

令和 年 月 日

奄美大島酒造協同組合
理事長 乾 眞一郎 殿

申請者 住 所
(使用者) 名 称
代表者名 ⑩
担当者名
電話番号 — —

地域団体商標の使用にあたり、地域団体商標管理運用実施細則第 5 条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて報告します。

記

使用目的 :

使用方法 :

使用書体 : 登録商標と同一書体
 書体 ・ 色
 書体 ・ 色
いずれかに をし、必要事項を記入すること。

- 必要書類
- 1, 商標を実際に使用したチラシ・ポスター・パンフレット等の見本 (見本が大きく添付できない場合はその写真又はコピー)
 - 2, 商標を衣類等に印刷した場合はその写真
 - 3, その他使用の事実が確認できる書類等

図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」管理運用実施細則

(目的)

第1条 この実施細則は、奄美大島酒造協同組合（以下「組合」という。）の登録商標管理運用規程（以下「規程」という。）第3条(2)号の登録第5342795号の図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」の適正な管理運用に関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 商標の使用を希望する者は、様式第3号により組合に使用の申請をしなければならない。

2 組合は、審査により規程第1条の目的に適合すると認めたときは、使用許可証を発行するものとする。

(使用図柄)

第3条 使用する図柄のサイズは適宜とし、原則として色彩は登録商標と同一色とする。

但し、例外としてラベル等に馴染まない場合は、様式第4号の使用報告書により使用する内容を届出るものとする。

(使用基準)

第4条 奄美黒糖焼酎マークの使用基準は、次のとおりとする。

- (1) 規程第2条の定義により瓶詰めされた製品の肩ラベル及び胴ラベル並びに裏書等に直接印刷し、又はシールを作成し貼付して表示するものとする。
- (2) 前号の表示をした製品を纏めて収容する容器についても同様とする。
- (3) 当該商標は、奄美黒糖焼酎の知名度アップ及び需要拡大のために作成される、ポスター・チラシ・パンフレット・のぼり・名刺・封筒及び衣類等に表示することができる。
- (4) リキュール及びスピリッツには、奄美黒糖焼酎マークを使用することはできない。

(使用の報告)

第5条 商標使用者は、組合より使用の事実を求められた場合は、様式第4号により速やかに組合に報告しなければならない。

(商標使用者の管理)

第6条 組合は使用許可を行った場合は、次に掲げる事項を管理台帳に記載し、組合事務所に備え置くものとする。

- (1) 許可番号
- (2) 許可年月日
- (3) 使用開始日
- (4) 住所・名称・代表者名及び電話番号

附則 この実施細則は、平成23年1月1日から実施する。

図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」使用申請書

令和 年 月 日

奄美大島酒造協同組合
理事長 乾 眞一郎 殿申請者 住 所
(使用者) 名 称
代表者名 ⑩
担当者名
電話番号 — —

図形商標を使用したいので、図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」管理運用実施細則第2条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1, 図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」を使用する内容（該当箇所に☑する）

製品名	製品の種類	印刷方法	備考
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	
		<input type="checkbox"/> 直接印刷・ <input type="checkbox"/> シール	

※ 印刷方法にその他があれば備考欄に記入する。見本を添付すること。

- 2, 使用地域（該当箇所に☑する）

北海道東北 関東甲信越 北陸 東海 近畿 中国四国
九州 沖縄 全国 国外（国名 ）

- 3, 使用目的（具体的に記入すること）

.....
.....

- 4, 使用開始日

令和 年 月 日から

- 5, 併記する文字（併記する文字があれば記入する）

（ ）

- 6, 貴社業態（該当箇所に☑する）

製造 食品加工 卸売 小売 その他（ ）

図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」使用報告書

令和 年 月 日

奄美大島酒造協同組合
理事長 乾 眞一郎 殿

申請者 住 所
(使用者) 名 称
代表者名 ⑩
担当者名
電話番号 — —

図形商標の使用にあたり、図形商標「奄美黒糖焼酎マーク」管理運用実施細則第 5 条の規定により、下記のとおり必要書類を添えて報告します。

記

使用目的 :

使用方法 :

使用色彩 : 登録商標と同一色
 白黒
 色と 色
 色と 色と 色
いずれかに をし、必要事項を記入すること。

- 必要書類
- 1, 商標を実際に使用したチラシ・ポスター。パンフレット等の見本（見本が大きく添付できない場合はその写真又はコピー）
 - 2, 商標を衣類等に印刷した場合はその写真
 - 3, その他使用の事実が確認できる書類等